

きらら居宅介護支援事業所

指定居宅介護支援

重要事項説明書

～きららの理念～

あふれる笑顔 しあわせなくらし

社会福祉法人 福寿会

「きらら居宅介護支援事業所」重要事項説明書

指定居宅介護支援

「きらら居宅介護支援事業所」は、介護保険法の理念に基づき、高齢者が自立した生活をおくれるよう、また、老化に伴い介護が必要な方に対して介護相談及び居宅サービス計画等を支援する事業所として「居宅介護支援」サービスを提供します。

事業所の概要及び提供するサービスの内容について、契約上ご注意をお願いしたいことを次のとおりご説明します。

目 次	
1. 相談窓口	1
2. 事業所の概要	1
3. サービスの内容と利用料金	2
4. 介護支援専門員の変更	3
5. サービスの利用方法	3
6. 契約終了（解約）の手続き	3
7. 居宅介護支援の公正・中立	4
8. 事故発生時の対応	4
9. 守秘義務	4
10. サービスに対する苦情の連絡先	5
11. 当法人の概要	5

(別紙 1) 料金について

**「きらら居宅介護支援事業所」
指定居宅介護支援事業
重要事項説明書**

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話：0763-62-0483（直通）

0763-62-2323（代表）

FAX：0763-62-0472

担当：介護支援専門員 ※ご不明な点は、何でもお尋ね下さい。

2. 当事業所の概要

(1) 目的

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し支援を行うことを目的とします。

(2) 基本理念

「あふれる笑顔、しあわせな暮らし」

(3) 基本方針

1. 人権を尊重し、人間性、自主独立心を養うよう、助長支援に努めます。
1. 心身の健康保持向上に努め、明るく清潔な環境づくりに努めます。
1. 職員は、職務に対し誠心誠意尽くすと共に、地域社会に積極的に参加し、常に自己研鑽と人格向上に励み、地域から求められる事業所運営に努めます。

(4) 運営方針

1. 利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮するよう努めます。
1. 利用者の意思及び人格を尊重し、常にその立場に立ってサービスを提供するよう努めます。
1. 公正中立な視点から、利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類又は特定の事業者へ偏ることのないよう努めます。
1. 市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業所、介護保険施設等との連携に努めます。

(5) サービスの種類と提供時間

事業所名称	指定居宅介護支援事業 「きらら居宅介護支援事業所」
-------	------------------------------

所在地	富山県南砺市理休247-1
事業者指定番号	1671000303
サービスの種類	指定居宅介護支援事業 平成26年4月1日 富山県指令高第707号
サービス提供地域	南砺市（旧城端地域） ※この地域以外でもご希望の方はご相談下さい。
サービス提供時間	（営業）月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分 （休業）土曜日、日曜日、祝祭日及び12月29日～1月3日

（6） 当事業所の職員体制

当事業所では、以下の職種の職員を配置してサービスに努めています。

職名	業務内容	常勤換算
管理者	・ 事業所全体の管理監督	1名兼務
介護支援専門員	・ 要介護者からの相談に応じ、サービスが適切に利用できるよう計画を作成するとともに各サービス事業者との連絡調整を行う。	2名以上 (1名兼務)

3. サービス内容と利用料金

（1） サービス内容

項目	サービス内容
居宅サービス計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面談して情報を収集し解決すべき課題を把握します。 ・ 当該地域における指定居宅介護支援事業所に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。 ・ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。 ・ 居宅サービス計画の原案に位置づけた居宅介護支援等について、保険給付の対象になるか否かを区分した上で、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者からの文書による同意を受けます。 ・ その他、居宅サービス計画作成に必要な支援を行いません。
居宅サービス事業者との連絡調整	<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護サービス事業者との連絡調整を行います。 ・ 必要に応じて保健福祉等の関係機関との連絡調整を行います。
サービス実施状況の評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスの内容が適切かどうかの話し合いを行います。
利用者状態の把握	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者及びその家族と随時連絡をとり経過の把握に努めます。 ・ 利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅介護計画変更の支援、要介護認定区分変更の支援等の必要な対応を行います。

項 目	サービス内容
居宅サービス計画の変更	・利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。
給付管理	・介護保険を利用して受けられるサービスについて、実際にサービスが受けられる範囲やサービスの種類等について調整し、サービスが計画通りに提供されたか等を確認して給付管理を行います。 ・毎月給付管理票を作成し国保連に提出します。
要介護認定等の申請に係る支援	・事業者は利用者が要介護認定等の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう支援します。
相談の対応	・電話、訪問、来所等を通じて介護保険や介護に関するご相談をお受けします。

(2) 利用料金

要介護認定を受けられた方は介護保険から全額給付されますので自己負担はありません。ただし、次の各号の場合は料金が発生する場合があります。

① 介護保険料の滞納等がある場合

この場合は法定代理受領ができなくなるため、別紙に定める利用料金を領収後、当事業所より「サービス提供証明書」を発行します。

後日、市役所の窓口に出すことで払い戻しを受けることができます。

② 利用者の都合により契約解約する場合

契約後、居宅サービス計画の作成段階または完了後に解約した等の場合が想定されます。別紙に定める利用料金が発生します。

③ 通常のサービス提供地域（旧城端地域）外の利用の場合（別紙1-③）

④ 利用料金は1ヶ月ごとに計算し請求いたします。

4. 介護支援専門員の変更

担当の介護支援専門員に関しては、いつでも変更できます。ご相談下さい。

5. サービスの利用方法

当事業所とご利用者とで契約を結び、サービスを開始します。

6. 契約終了（解約）の手続き

(1) 利用者、家族のご都合で利用を終了される場合

・事前にお申し出下さい。ただし、緊急の入院など、やむを得ない場合はこの限りではありません。

(2) 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

イ. 利用者が介護保険施設等に入所した場合

※介護保険施設等の入所に当たっては必要な支援を行いません。

- ロ. 介護保険給付で、サービスを受けていた利用者の要介護度認定区分が、「非該当」と認定された場合

※この場合、所定の期間（要介護度認定期間）をもって利用の終了をしていただくこととなります。

※地域の保健福祉一般施策の情報提供支援を行います。

- ハ. 利用者がお亡くなりになった場合

(3) その他の契約の終了

- イ. やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了していただく場合がございます。

※この場合、他の居宅介護支援事業所に関する情報をお伝えするなど、継続して介護保険のサービスを受けることができるよう手配します。

- ロ. 利用者やご家族などが、事業者や事業者の使用する従業者に対して、この契約を継続し難いほどの生命・身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為をおこなった場合。

7. 居宅介護支援の公正・中立

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービスが特定の種類、業者に偏ることなく、公正・中立に利用者の要望に応えるよう努めます。

8. 事故発生時の対応

事業者は居宅介護支援時において、利用者に対する事故が発生した場合速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとします。

また、この事故の状況及び事故に際して採った処置の状況を記録するものとします。

なお、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

9. 守秘義務

① 事業者・介護支援専門員及び従業員は居宅介護支援を提供する上で知りえた利用者または利用者の家族に関する事項を正当な理由もなく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約が終了した後も継続します。

② 前項にかかわらず、利用者にかかるサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられるものの文書上での同意を前提に、利用者または利用者の家族などの個人情報を持ちいることがあります。

10. サービスに対する苦情の連絡先

きらら居宅介護支援相談窓口	電話番号 (0763) 62-0483 (直通) 対応時間 毎週月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 担当 管理者 水上 由美子
南砺市城端行政センター	所在地 富山県南砺市城端1046 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 電話番号 (0763) 62-1212
国民健康保険団体連合会	所在地 富山県富山市下野字豆田995番地の3 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:00 電話番号 (076) 431-9833
砺波地方介護保険組合	所在地 富山県砺波市栄町7番3号 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:15 電話番号 (0763) 34-8333
富山県福祉サービス運営適正化委員会	所在地 富山県富山市安住町5番21号 受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9:00～午後4:00 電話番号 (076) 432-3280

11. 当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人 福寿会
代表者役職・氏名	理事長 田中 幹夫
所在地	〒939-1518 富山県南砺市松原678-1 電話：0763-22-3556 FAX：0763-23-2911
併設事業所名称	特別養護老人ホームきらら
代表者役職・氏名	施設長 得能 和子
所在地	〒939-1811 富山県南砺市理休247-1 電話：0763-62-2323 (代表) FAX：0763-62-0084

(1) 併設事業

当事業所では、次の施設、事業を併設して実施しています。

[介護老人福祉施設] 平成26年4月1日 富山県指令高第549号 定員80名

[短期入所生活介護] 平成26年4月1日 富山県指令高第671号 定員20名

[通所介護] 平成26年4月1日 富山県指令高第663号 定員28名

[介護予防短期入所生活介護] 平成26年4月1日 富山県指令高第688号

指定居宅介護支援事業利用にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

平成 年 月 日

所在地 〒939-1811 富山県南砺市理休247-1
事業者 社会福祉法人 福寿会
代表者 理事長 田中 幹夫

名称 きらら居宅介護支援事業所
説明者 介護支援専門員

氏名 _____ 印 _____

私は、契約書および本書面により、事業者から指定居宅介護支援事業利用についての重要事項の説明を受けました。

〈利用者〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

〈代理人〉

住所 _____

氏名 _____ 印 _____

続柄 _____

別紙1 料金について

①基本料金

●居宅介護支援費（Ⅰ）

要介護状態区分	単位（円）
要介護1、2	1,042単位/月
要介護3、4、5	1,353単位/月

※介護支援専門員1人あたり担当件数 40件未満について算定

●居宅介護支援費（Ⅱ）

要介護状態区分	単位（円）
要介護1、2	521単位/月
要介護3、4、5	677単位/月

※介護支援専門員1人あたり担当件数 40件以上60件未満の部分について算定

②加算料金

●特定事業所加算

特定事業所加算（Ⅲ）	300単位/月
------------	---------

※常勤専従の主任介護支援専門員を1名以上配置している

※常勤専従の介護支援専門員を2名以上配置している

※法定研修等における実習受入事業所となるなど人材育成への協力体制の整備を整備している

●病院と利用者に関する情報共有等を行う場合の評価

入院時情報連携加算（Ⅰ）	200単位/月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	100単位/月

※入院時情報連携加算（Ⅰ）は介護支援専門員が病院に訪問し、必要な情報提供を行った場合

※入院時情報連携加算（Ⅱ）は介護支援専門員が病院に訪問する以外の方法により、必要な情報提供を行った場合

退院・退所加算	300単位/回
---------	---------

※入院等期間中に3回まで算定することが可能

●初回の支援に対する評価

初回加算	300単位/月
------	---------

※新規に居宅介護計画を作成した場合、2段階以上の要介護状態区分の変更認定を受けた場合

●緊急時等居宅カンファレンス加算

緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/回
-----------------	---------

※病院の求めにより、職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合

※1月に2回を限度として算定することが可能

●小規模多機能型居宅介護事業所連携加算

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算	300単位/回
--------------------	---------

※利用者が小規模多機能型居宅介護を利用開始する際に必要な情報の提供を行った場合

③交通費

距離	交通費
通常のサービス提供地域（旧城端地域）	無料
旧城端地域外 5 km以上 7 km未満	100円
7 km以上 9 km未満	200円
9 km以上 12 km未満	300円
12 km以上 15 km未満	400円
15 km以上 19 km未満	500円
19 km以上 23 km未満	600円
23 km以上 28 km未満	700円
28 km以上	800円